

国民健康保険の「被保険者証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の 更新時期です

被 保 険 者 証

村の国民健康保険の被保険者証（保険証）は、最大1年ごとの更新で、毎年7月31日までが有効期限となっています。8月1日から使用する保険証を7月中に簡易書留郵便で郵送しますので、枚数や氏名などをご確認ください。

有効期限は令和2年7月31日となりますが、有効期限内に高齢受給者証の対象になる人（70歳到達）や、退職者医療制度に該当している人は、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証

■限度額適用・標準負担額減額認定証とは

事前に申請されたうえで、病院の窓口で認定証を提示されると、一医療機関・一診療科での医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなるため、医療機関窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。（入院時の食事代・室料などは含まれません）さらに、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額になります。

■対象となる人

- ・70歳未満の人
- ・70歳から74歳の住民税非課税世帯の人
- ・70歳から74歳の現役並み所得者（令和元年8月1日以降）

※保険税に未納がある人

国民健康保険税の滞納がある人、収入の確定申告をしていない人は認定証の発行ができないことがあります。

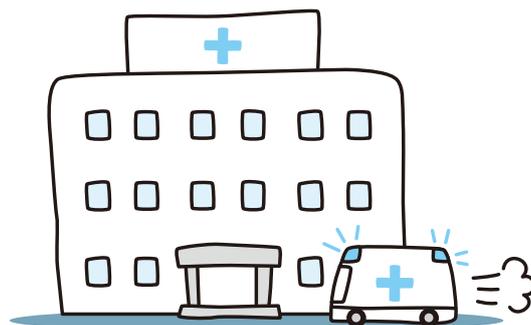
■申請に必要な物

- ・国民健康保険証
- ・印鑑

■限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限について

「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年7月31日までとなっています。

8月1日以降も必要な人は再度申請をしてください。



村国民健康保険被保険者に対し、 補助を行います。

村国民健康保険では、人間ドック受診者で健診結果を提供していただいた村国民健康保険被保険者に対し、補助を行います。

■補助対象者

次のいずれにも該当する人です。

1. 人間ドックの受診時において村国民健康保険の被保険者であること。
2. 人間ドックを受診しようとする日の属する年の年度中に40歳以上となる人。
3. 申請日に納期限が到来した国民健康保険税を完納している世帯であること。
4. 当該年度に、村特定健康診査を受診していない人。
※同一年度内に人間ドック補助と特定健診受診どちらも受けることはできませんのでご注意ください。
5. 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査および特定保健指導に当該人間ドックの検査データを利用することに同意する人。
6. 人間ドック受診の結果、特定保健指導などの対象者となった場合に当該指導を受けることに同意する人。

■補助金の額

- 1日ドック、2日ドックともに6,500円

■申請期限

- 令和2年3月末日まで

■申請に必要な物

- 保険証
- 領収証
- 受診結果票
- 印鑑
- 振込口座のわかるもの

■提供していただく必要な項目

- 服薬歴、既往歴および生活習慣に関する項目
- 自覚症状など
- 身長、体重、BMI、腹囲、血圧
- 身体診察
- 中性脂肪、HDL、LDL、総コレステロール
- AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
- ヘモグロビンA1c、空腹時血糖(または随時血糖)
- 尿糖、尿蛋白
- 血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値
- 心電図検査
- 眼底検査
- 医師の判断欄の記載

